

**【2022年度】 松本大学活動制限指針 <新型コロナウイルス感染症対応>**

2023.2.14

松本大学の活動制限レベル	長野県の感染警戒レベル・医療アートに応じた対応策の目安	授業・教育活動	研究活動	学生の入構 ※授業以外	強化部・重点部の活動	一般クラブ・サークルの活動	学外活動 ※部活動・サークル活動を除く	図書館	トレーニングルーム ※授業以外	窓口利用	オープンキャンパス ※含・大学見学	入学試験	学外者来学	施設貸出	留学	各種会議	教職員の勤務	教職員の出張
1	長野県内での感染は報告されていないが、国内での感染が確認され、注意が必要な状態。 ----- 松本圏域レベル1 ※注意報等が発出されていない。	感染防止に配慮して、通常どおり。	感染防止に配慮して、通常どおり。	感染防止に配慮して、通常どおり。	感染防止に配慮して、通常どおり。	感染防止に配慮して、通常どおり。	感染防止に配慮して、通常どおり。	感染防止に配慮して、通常どおり。	感染防止に配慮して、通常どおり。	感染防止に配慮して、通常どおり。	感染防止に配慮して、通常どおり。	感染防止に配慮して、通常どおり。	感染防止に配慮して、通常どおり。	<全国レベル同一> 留学予定国の外務省 感染症危険レベルと 日本の入国制限措置 に基づいて判断する。	感染防止に配慮して、通常どおり。	感染防止に配慮して、通常どおり。	感染防止に配慮して、通常どおり。	
2	長野県内または松本圏域での感染が確認され、いっそ うの注意が必要な状態。 ----- 松本圏域 注意報	感染拡大防止に最大限配慮して、通常どおり実施す る。	感染拡大防止に最大限配慮して、通常どおり。	感染防止に配慮して、通常どおり。	※指導者による日常的な健 康チェック。活動内容の指 導。活動終了時に面により 解散後の行動を指導。 ※活動時間 平日：7:00～21:00 (最大4時間) 休日：最大8時間	※学生⇒指導者へ活動開始、 終了の報告。開始前の健康 チェック。参加者の把握。 ※指導者⇒活動日・時間の把 握。日常的な健康チェック。 終了時に解散後の行動を指導 (非対面可) ※活動時間 平日：7:00～20:00 (最大3時間)	相手方の状況を確認の上、感染拡大防止に最大限配慮して、利用可。 ※開館時間 9:00～19:00	感染防止に配慮して、通常どおり。 ただし、同時使用者を最大10名、最大利 用時間を1時間に限 定し、事前に6号館 事務室に申請し許可 を得た者のみ使用可。 ※利用時間 9:00～17:00	感染防止に配慮して、通常どおり。	感染防止に配慮して、通常どおり。	感染拡大防止に最大限配慮して、通常どおり。 ただし、急激に感染が 拡大している地域から の来学者については制限する。	感染防止に配慮して、通常どおり。	感染拡大防止に最大限配慮して、通常どおり。 ただし、急激に感染が 拡大している地域から の来学者については制限する。	<全国レベル同一> 留学予定国の外務省 感染症危険レベルと 日本の入国制限措置 に基づいて判断する。	感染防止に配慮して、通常どおり。	感染拡大防止に配慮して、通常どおり。	感染防止に配慮して、通常どおり。	感染防止に配慮して、通常どおり。
3	松本圏域での感染状況に警 戒が必要な状態。 ----- 松本圏域 警報	感染拡大防止に最大限配慮して、通常どおり実施す る。	感染拡大防止に最大限配慮して、通常どおり。	感染防止に最大限配慮して、通常どおり入構可。	※指導者による日常的な健 康チェック。活動内容の指 導。活動終了時に面により 解散後の行動を指導。 ※活動時間 平日：7:00～21:00 (最大4時間) 休日：最大8時間	※学生⇒指導者へ活動開始、 終了の報告。開始前の健康 チェック。参加者の把握。 ※指導者⇒活動日・時間の把 握。日常的な健康チェック。 終了時に解散後の行動を指導 (非対面可) ※活動時間 平日：7:00～20:00 (最大3時間)	相手方の状況を確認の上、感染拡大防止に最大限配慮して、利用可。ただし、一部の利用を制限する。 ※開館時間 9:00～19:00	感染防止に配慮して、通常どおり。 ただし、同時使用者を最大10名、最大利 用時間を1時間に限 定し、事前に6号館 事務室に申請し許可 を得た者のみ使用可。 ※利用時間 9:00～17:00	感染防止に配慮して、通常どおり。	感染拡大防止に最大限配慮して、参加人数の制限、開催時間の短縮などで対応して実施。 メール・電話を積極的に活用する。	感染拡大防止に最大限配慮して、通常どおり。	感染拡大防止に最大限配慮して、通常どおり。 ただし、急激に感染が 拡大している地域から の来学者については制限する。	<全国レベル同一> 留学予定国の外務省 感染症危険レベルと 日本の入国制限措置 に基づいて判断する。	外部貸し出しは、原 則として中止。ただ し、学内関係者によ る貸し出しのみ一部 が許可する場合があ る。	感染拡大防止に最大 限配慮して、通常ど おり。 ただし、県が「往来を検 討すべき」と指定し ている地域、都道府 県への出張は原則と して中止する。			
4	松本圏域での感染が拡大し、より警戒が必要な状 態。 ----- ・松本圏域 特別警報Ⅰ ・松本圏域 特別警報Ⅱ ・医療警報 上記のいずれかが発出されて いる。	感染拡大防止に最大限配慮して、原則対面授業とし、オンライン授業も併用して実施する ことがある。	大学生は原則感 染拡大防止に最大限配慮して入構可とするが、地域の状況によって、研究科長への事前申請で許可を得た者のみとすることがある。	感染防止に最大限配慮して、通常どおり入講可。	※指導者による日常的な健 康チェック。指導者立会い での活動とし、解散後の行 動を指導。 ※活動時間 平日：7:00～21:00 (最大4時間) 休日：最大6時間	※学生⇒指導者へ活動開始、 終了の報告。健康チェック表・ 指導者あるいは担当者 が帯同し、感染拡大防 止に最大限配慮して実 施。 ただし、対面により指導し、他方 は非対面でも可とする。 ※活動時間 平日：7:00～20:00 (最大2時間)	相手方の状況を確認の上、指導者あるいは担当者 が帯同し、感染拡大防 止に最大限配慮して実 施。 ただし、一部の利用を制限する。 ※開館時間 9:00～19:00	使用禁止	感染拡大防止に最大限配慮して、通常どおり。	感染拡大防止に最大限配慮して、通常どおり。 ただし、緊急性の高い ものおよび、感染拡 大レベルが低位の地 域からの来学者につ いては許可する場合 がある。	原則として禁止。た だし、緊急性の高い ものおよび、感染拡 大レベルが低位の地 域からの来学者につ いては許可する場合 がある。	<全国レベル同一> 留学予定国の外務省 感染症危険レベルと 日本の入国制限措置 に基づいて判断する。	外部貸し出しは、原 則として中止。ただ し、学内関係者によ る貸し出しのみ一部 が許可する場合があ る。	感染拡大防止に最大 限配慮して、通常ど おり。 ただし、県が「往来を検 討すべき」と指定し ている地域、都道府 県への出張は原則と して中止する。				
5	感染が拡大し、全県の医療体制に大きな影響を及ぼす おそれがある状態。 ----- 松本市または松本圏域 医療特 別警報 ・全県に医療非常事態宣言 ・特措法に基づくまん延防 止等重点措置適用・緊急事 態宣言 上記のいずれかが発出されて いる。	感染拡大防止に最大限配慮して、原則対面授業とし、オンライン授業も併用して実施する ことがある。	大学生は原則感 染拡大防止に最大限配慮して入構可とするが、地域の状況によって、研究科長への事前申請で許可を得た者のみとすることがある。	感染防止に最大限配慮して、通常どおり入構可。	※指導者による日常的な健 康チェック。指導者立会い での活動とし、解散後の行 動を指導。 ※活動時間 平日：7:00～21:00 (最大3時間) 休日：最大6時間	原則として活動禁止。 相手先との協議の上、担 当部署へ申請書を提出し て許可された場合、指導者 あるいは担当者が帯同 し、感染拡大防止に最大 限配慮して実施。 ただし、自治体・企業な ど責任の所在が明確なも のについては帯同は不要 とする。	感染拡大防止に最大限配慮して、通常どおり。	使用禁止	感染拡大防止に最大限配慮して、通常どおり。 ただし、緊急性の高い ものおよび、感染拡 大レベルが低位の地 域からの来学者につ いては許可する場合 がある。	原則として禁止。た だし、緊急性の高い ものおよび、感染拡 大レベルが低位の地 域からの来学者につ いては許可する場合 がある。	<全国レベル同一> 留学予定国の外務省 感染症危険レベルと 日本の入国制限措置 に基づいて判断する。	中 止	大学運営上、対面に よる会議が必要なも のを除き、オンライン で実施。	感染拡大防止に最大 限配慮して、通常ど おり。 ただし、県が「往来を検 討すべき」と指定し ている地域、都道府 県への出張は原則と して中止する。				
6	国・県から外出自粛・移動制限などの要請が発出されて いる。	オンライン授業のみ実施。	事前申請で研究科 長の許可を得た者の み 入構 可。 ※入構時～出講時 まで要指導。	原則活動禁止 ただし、公式戦等の特別な 場合は、対策本部に活動許 可申請を提出し、許可を受 けた場合はその限りでは ない。	入構禁止	全面活動禁止	全面活動禁止	閉 館	使用禁止	全面休止。 メール・電話での対 応のみとする。	中 止	延期または中止	中 止	全面禁止	緊急対応以外はオンラインのみ	構内の保安・保全・ 業務管理のために必 要な最小限のものを 除き、在宅勤務とす る。	中 止	